

福岡市城南区選挙管理委員会
令和5年10月20日(金)
午前10時00分から

1 議 題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第49号)
- (2) 在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第50号)

2 その他

(1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和5年11月20日(月) 午前10時00分から

令和5年12月1日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 49 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年10月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 324 人 |
| | 内訳 死亡者 | 127 人 |
| | 市外転出者 | 197 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年10月20日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第 30 条の 6 第 2 項の規定による第 30 条の 2 第 3 項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和5年10月1日

1 死亡者

令和5年9月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和5年5月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	75	52	127
転出者	89	108	197
計	164	160	324

議題 (2)
議案第50号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年10月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1人 |
| | 内訳 国内転入者 | 1人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年10月20日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※1>

(2) 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第30条の10(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。